

資料 1

(案)



北海道の少子化に関する提言

～ 人口減少問題への対応としての少子化対策の推進について ～

北海道子どもの未来づくり審議会

目 次

- はじめに P 1
- 検討の経過 P 2
- 北海道の少子化に関する提言 P 3～P 7
- 委員名簿 P 8
- 北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会設置要綱 P 9
- 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例（抜粋） P 10

はじめに

「北海道子どもの未来づくり審議会」（以下「審議会」といいます。）の子ども部会は、子どもが自ら意見を表明し、その意見が適切に社会に反映される環境を整備するため、審議会から付託された事項に関して、子どもの視点からの意見を聴取することを目的に、平成17年7月に設置されました。

今年度は、道内各地の中学生及び高校生17名が、子ども部会委員として、8月と12月の2回にわたって、人口減少問題への対応としての少子化対策の推進について審議を行い、「私たちの希望がかなう北海道の姿」というテーマのもと、3つのグループに分かれ、普段の学校・家庭生活や身近に起きている出来事などから、現状や課題などについての議論を重ね、今後の北海道の少子化対策に必要と考えられる事項について意見をまとめました。

今回、子ども部会委員が「少子化」や「人口減少問題」という北海道を取り巻く大きな課題について、同世代と意見を交わし合い、充実した時間を過ごしたことは、将来、結婚して親となり、次の世代に引き継ぐ流れをつくる上で大きな糧になることと思います。

本提言書は、子どもの視点による取組の提案やアイデアなどが北海道の少子化対策に反映されるよう、子ども部会における意見をとりまとめたものです。

これらの提言書の内容については、少子化対策に関する情報とともに広く一般に公開していただくとともに、今後における北海道の少子化対策の推進に活用されることを大いに期待します。

平成29年 月 日

北海道子どもの未来づくり審議会
会長 松本 伊智朗

検討の経過

①子ども部会への付託案件の決定(平成28年7月22日に今年度のテーマを決定)

【付託案件】人口減少問題への対応としての少子化対策の推進について
(テーマ:「私たちの希望がかなう北海道の姿」)

②開催にあたる事前準備(7月～8月)

- 少子化に関する資料の提供
- 課題の提示

③第1回子ども部会(8月9日)

- 少子化に関する情報の提供(事前講義)
- 3グループに分かれて審議
- 進行役を中心に課題の解決に向けた討議
- グループ討議の中間報告

④自己研究など(8月～12月)

- 第2回目の部会に向け、各自で自己研究など

⑤第2回子ども部会(12月27日)

- グループ討議の実施(第1回からの継続)
- 最終意見の作成

北海道の少子化に関する提言

【付託案件】

～ 人口減少問題への対応としての少子化対策の推進について ～

(テーマ：私たちの希望がかなう北海道の姿)

- 平成28年8月9日及び12月27日の2日間にわたり、少子化対策の推進について、子どもの視点で話し合いを行いました。
- その結果を踏まえ、次のとおり4つの提言項目をまとめましたので、今後の北海道の少子化対策に反映して下さるようお願いいたします。

【提言項目】

- 1 子どもが成長する間の、子育ての不安や悩みを解消する子育て支援の充実
- 2 不安なく子育てできるための経済力を確保する働き先や雇用の充実
- 3 人と人がつながり、地域とのつながりが深まることにより、子育てしやすい環境づくりを進める
- 4 北海道の魅力、地域の強みを生かし、誇りや愛着を持って生活し子育てできる環境づくりを進める

1 子どもが成長する間の、子育ての不安や悩みを解消する子育て支援の充実

ね ら い

- 仕事をしながら自分の近くで、子どもとふれ合ったり授乳ができるような、安心して子どもを預けられる環境があると良いと思いました。
- 教育費の負担が軽くなれば、子どもを生んでから子育てをしていく上での心配が減ると考えました。

手 立 て

- オフィスの中やビルの中など職場のすぐ近くや、保育士がアパートの一室などに泊まり込み、万が一親が仕事や出張の時も泊まりで預けられる保育所を作る。
- 保育園バスを走らせたり、保育所の通える区域を決めて、保育所に入りやすく、通いやすくする。
- 若者に保育士体験の機会を作り保育士の仕事に興味を持ってもらい保育士を増やす。
- 給食費の無料化やスクールバスの運行、高校や大学の学費の免除や給付型の奨学金を作り、経済的な負担を軽減する。

2 不安なく子育てできるための経済力を確保する働き先や雇用の充実

ね ら い

- 就職することで経済的に安定して、家庭を持つことや子どもを持つ事に繋がると思います。
- 地方には働き口が少なく、経済的な不安から子どもを断念する人もいるので、地方に働き口が少ないことの解決として人を呼び込むことが大事だと思います。

手 立 て

- 北海道経済の基盤であると思う農業など地域の産業への就職を進めるための、知識不足をカバーする勉強会やセミナーを実施する。
- 女性が地域の仕事につきやすいように支援を拡充したり、女性の就職・再就職をサポートする。
- 働き口の少ない地方に人を呼び込むため、空き家を利用した店舗を作ったり、地域ブランドを展開する。

3 人と人がつながり、地域とのつながりが深まることにより、子育てしやすい環境づくりを進める

ね ら い

- お年寄り、大人と子どもが集まって地域とのつながりを深めることが、子どもを育てやすい環境づくりにつながると思います。
- 仕事や地域以外にも趣味や関心ごとなどのいろいろなコミュニティが広がると、出会いの場になり結婚に結びつくと考えました。

手 立 て

- 空き家や廃校を活用し、元気な高齢者、保育士などのボランティアにより子育てをサポートしたり、保育所と高齢者施設が融合した施設で、幅広い世代とふれあう機会のあるコミュニケーションの場を作ったりする。
- 農家同士やご近所づきあいといった地域のコミュニティに巻き込んで、地域ぐるみで子育てを応援する。
- 趣味や関心ごとのコミュニティを広げ出会いの機会を作ったり、町ぐるみで、地域の公民館などを使って婚活イベントを行い、出会いの場を自分たちで作っていく。

4 北海道の魅力、地域の強みを生かし、誇りや愛着を持って生活し子育てできる環境づくりを進める

ね ら い

- 北海道の自然の魅力や地域の特徴、強みを生かすことで、住む人に地域に誇りや愛着がうまれると思いました。
- 地域の魅力がPRされることで、誇りや愛着を持って、地域で暮らし子育てをしていけると思いました。

手 立 て

- 自然とのふれあいなどの地域それぞれの特徴を生かした施設づくりをする。
- 北海道や地域の魅力を学校や企業をとおしてPRしたり、インターネットを利用して農業系の学生や未就業者へPRするほか、自分たちの町の強みをPRしていくようなイベントや地域ブランドを立ち上げる。

平成28年度 北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会 委員名簿

NO	区分	選出地域	氏名	性別	学年	所属(在籍校)	備考
—	審議会委員	—	富田 彰	男	—	北海道社会福祉協議会	部会長
1	特別委員	空知	廣島 樹	男	高3	北海道月形高等学校	
2	特別委員	石狩	奥田 翔和	男	中1	千歳市立千歳中学校	
3	特別委員	後志	矢野目 美里	女	高2	北海道倶知安農業高等学校	
4	特別委員	胆振	安里 胡碧	女	中2	室蘭市立室蘭西中学校	
5	特別委員	日高	港 菜々美	女	高2	北海道浦河高等学校	副部会長
6	特別委員	渡島	落合 奏太	男	中3	八雲町立八雲中学校	
7	特別委員	檜山	高島 里央	女	高3	北海道檜山北高等学校	
8	特別委員	上川	遠藤 乙夏	女	中3	中川町立中川中学校	
9	特別委員	留萌	戸間替 翔太	男	高2	北海道苫前商業高等学校	
10	特別委員	宗谷	田中 龍翔	男	中2	稚内市立稚内中学校	
11	特別委員	オホーツク	高橋 菜々美	女	高2	北海道北見北斗高等学校	
12	特別委員	十勝	背古 姫花	女	中2	浦幌町立浦幌中学校	
13	特別委員	釧路	高橋 憧馬	男	高2	北海道釧路湖陵高等学校	
14	特別委員	根室	梅内 飛翔	男	中2	別海町立上風連中学校	
15	特別委員	札幌	瀬川 真由	女	中3	立命館慶祥中学校	副部会長
16	特別委員	札幌	市川 青空	女	高1	とわの森三愛高等学校	
17	特別委員	札幌	原田 晴生	男	高3	北海道札幌視覚支援学校	

北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会設置要綱

(設置目的)

第1条 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例(平成16年北海道条例第90号)第28条の規定に基づき、子どもが自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、子どもの意見が適切に社会に反映される環境を整備するため、北海道子どもの未来づくり審議会(以下「審議会」という。)から付託された事項に関し、子どもの視点により調査するなど意見を聴取することを目的として、北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会(以下「子ども部会」という。)を設置する。

(子ども部会の所掌事項)

第2条 子ども部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの視点による少子化対策の推進に関する事項を調査審議すること。
- (2) その他、審議会から付託された事項を調査審議すること。

(子ども部会の構成等)

第3条 子ども部会は、部会長、副部会長、部会委員をもって構成する。

- 2 部会委員(条例24条に規定する特別委員)は22名以内とし、道内の中学校又は高等学校に在籍する生徒のうちから、知事が任命する。
- 3 部会委員の任期は1年以内とする。
- 4 部会長は審議会委員の中から審議会会長が指名する。
- 5 副部会長は部会委員の互選により定める。

(職務)

第4条 部会長は、子ども部会の所掌事務を統轄する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(関係者の出席)

第6条 部会長は、必要があると認めるときには、部会委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、部会長が審議会会長と協議の上、定める。

附 則

この要綱は、平成17年 7月 4日から施行する。

この要綱は、平成18年 6月 9日から施行する。

この要綱は、平成21年 2月16日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 8日から施行する。

北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例（抜粋）

平成16年10月19日公布：北海道条例第90号

第3章 北海道子どもの未来づくり審議会

（設置）

第22条 北海道における少子化対策を推進するため、知事の附属機関として、北海道子どもの未来づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第23条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、少子化対策の推進に関する重要事項を調査審議すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務。
- 2 審議会は、少子化対策の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

（部会）

第28条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。